

第3章 空家等の調査に関する事項

3-1 空家等の調査の実施

空家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには、既存の統計資料等も活用しつつ、空家等の所在やその状態等を把握することが重要となります。また、当該空家等の所有者等が、その所有する空家等をどのように活用し、又は除却等しようとする意向なのかについて、併せて把握することが重要となります。

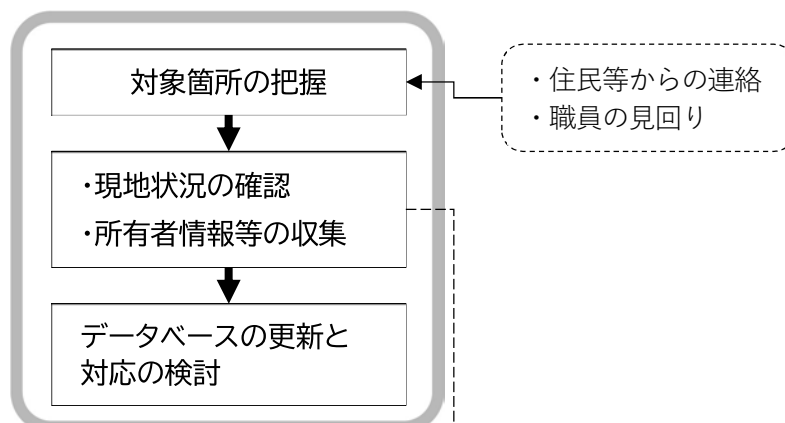
そのため、空家等の現状やその動向等を適宜把握するため、定期的な実態調査を実施します。また、地域住民等からの相談や情報提供に基づき、特に周辺環境に悪影響を及ぼすなど、緊急性が高い危険な空家等（特定空家等）の把握に努めます。

なお、法に基づく措置等を実施するため、適切な方法等により必要となる調査を実施するものとします。

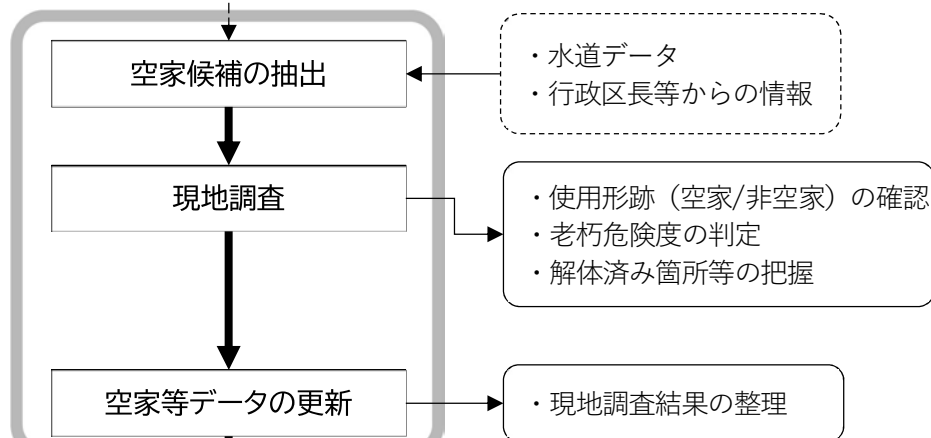
取組内容	概要
○日常的な調査	・ 近隣住民等からの連絡や、職員のパトロール等により管理不全な状態の建物等を発見した場合は、必要に応じて現地の状況確認や所有者等の情報を収集します。 ・ 収集した情報をもとに、空家等に関するデータベースを更新し、所管課と連携して今後の対策や対応について検討します。
○定期的な調査	・ 市内全域を調査範囲として、定期的に外観目視による実態調査及び所有者等の情報収集を行います。 ・ 調査方法については、本計画策定時における空家等の調査手法を踏まえ、より適切な方法を精査します。 ・ 収集した情報をもとに、空家等に関するデータベースや管理台帳等を更新します。
○所有者意向調査	・ 空家等所有者を対象に、管理状況や今後の利活用の見通しを把握するためのアンケート調査を行います。 ・ 調査の実施にあわせて、空家等の管理意識の啓発や空家に関する相談窓口や情報等を紹介するチラシやパンフレット等を送付し、所有者等の意識啓発を図ります。

調査の体系

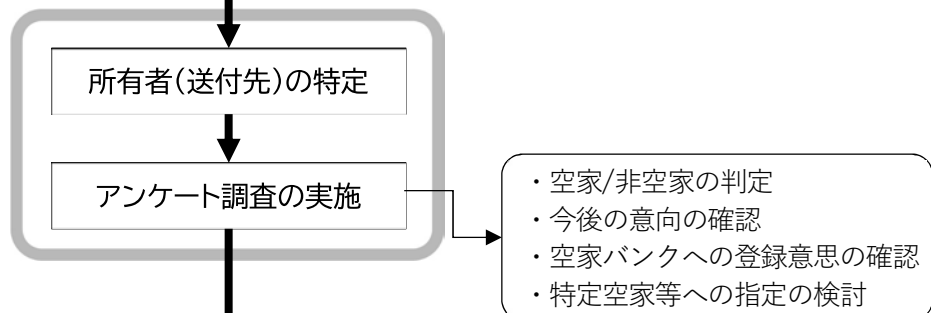
○日常的な調査



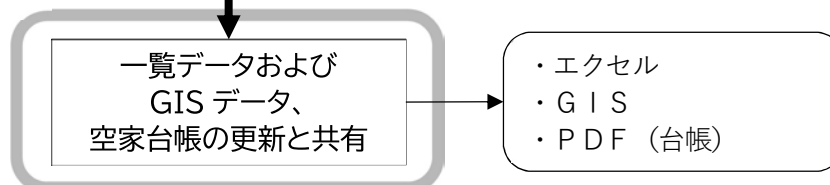
○定期的な調査



○所有者意向調査



○データベースの更新



3-2 データベースの整備・活用

空家等に関する調査結果は、空家等に関する正確な情報を庁内関係部局が共有できるよう、データベース上で保管および管理・更新し、今後の空家対策に活用します。

また、これらの情報については、個人情報保護法に基づき適正に取り扱います。

取組内容	概要
○空家等に関する情報のデータベース化	・空家等に関する実態調査や所有者意向調査の結果は、空家等に関する情報を一元化したデータベースとして整理し、管理します。 ・日常的な調査などから得られた情報は、適宜、データベースに反映し、常に正確な情報が蓄積される環境を整備します。 ・必要に応じて内部利用が可能な固定資産税情報等から、空家に関する詳しい情報を追加・整理します。
○データベースの運用	・データベースに蓄積された空家等に関する情報は、庁内関係部局が必要に応じて共有し、活用することで、今後の空家対策を推進するための基礎資料とします。